

令和7年台風第22号に伴う災害により被害を受けられました皆様へ

株式会社 住宅保障共済会

保険契約手続き等に関する特別措置適用のお知らせ

令和7年台風第22号に伴う災害により被害を受けられました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。皆様の安全と一刻も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法の適用を受けた地域内の、被害を受けられましたご契約者の皆様に対し、特別措置として、ご希望により、保険に関する契約手続き等の特別措置を設けさせていただくことといたします。

つきましては、下記のとおり、本件に関するお問い合わせを承っておりますので、ご案内申し上げます。

記

被災地域にお住まいのご契約者で、今般の令和7年台風第22号に伴う災害により被害を受けられました皆様を対象に、保険契約更新につきまして、一定の猶予期間を設ける等の特別措置を実施いたしますので、ご希望のご契約者様は、以下の弊社窓口までお申し出ください。

本社代表電話番号：03－5405－1151
受付時間：9時00分～17時00分（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

適用都道府県	適用市町村	法適用日
東京都	島しょ利島村 （とうしょとしまむら） 島しょ新島村 （とうしょにいじまむら） 島しょ神津島村 （とうしょこうづしまむら） 島しょ三宅村 （とうしょみやけむら） 島しょ御蔵島村 （とうしょみくらじまむら） 島しょ八丈町 （とうしょはちじょうまち） 島しょ青ヶ島村 （とうしょあおがしまむら）	10月8日